○経済産業省
○国土交通省告示第百六十七号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年九月十三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年九月二十八日

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式
NS－693	アマゾーネ Pantera4001

承認事業者の氏名又は名称　井関農機株式会社

承認事業者の住所　愛媛県松山市馬木町700番地

○経済産業省
○国土交通省告示第百六十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年九月十三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年九月二十八日

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式
NS－694	McCloskey J 40

承認事業者の氏名又は名称　キャタピラージャパン株式会社

承認事業者の住所　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第九百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年九月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十八日

型式承認番号	第F－403号
物件の名称	表面仕上材（難燃性塗料）
物件の型式	ガルバ＋エポキシ＋エポキシ塗料
製造者の名称	日本ペイントマリン株式会社
製造者の住所	兵庫県神戸市長田区駒ヶ林南町１番26号
	第F－404号
	〃
	ガルバ＋エポキシ＋アルキド塗料
	〃

○国土交通省告示第九百七十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年九月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十八日

型式承認番号	第5041号
物件の名称	MF及びHF用デジタル選択呼出装置並びにMF及びHF用デジタル選択呼出聴守装置
物件の型式	JSS－2150
製造者の名称	日本無線株式会社
製造者の住所	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号

国土交通大臣　前田　武志

○国土交通省告示第九百七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年九月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十八日

型式承認番号	第5049号
物件の名称	救命胴衣灯
物件の型式	LF－52
製造者の名称	日本船燈株式会社
製造者の住所	埼玉県吉川市大字高久555番地

○国土交通省告示第九百七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1131	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	若井産業株式会社	大阪府東大阪市森河内西1丁目6番30号	平成23年9月8日
1132	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	若井産業株式会社	大阪府東大阪市森河内西1丁目6番30号	平成23年9月8日

○関東地方整備局告示第三百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	幸手市大字木立字東田一六〇七番一地先から同市大字木立字西田一四九四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月二十八日

○関東地方整備局告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　西東京都市計画道路事業三・四・九号保谷東村山線

三　事業施行期間　自平成二十三年九月二十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都西東京市北原町二丁目、北原町三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、西原町五丁目及び西原町四丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百四十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

建築検査機構株式会社